○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	子ども未来部 子育て支援課
許	認可等名	一般受給資格者の現況届に係る継続支給の確認
根	拠 法 令	児童手当法
根	拠 条 項	第4条第3項
連	絡 先	(電話 088-621-5194)
審查基準	基準	児童手当法(以下「法」という。)第26条第1項の規定による届出(一般受給資格者の現況届)をした者について行う支給要件適合性の審査に関し、法第4条第3項の規定を適用する場合は、次に掲げる解釈の基準による。 1 法第4条第3項の「児童の生計を維持する程度の高い者」(以下「生計主宰者」という。)は、前年の所得(1月から5月までの月分については、前々年の所得とする。以下単に「所得」という。)の高い者とする。 2 現に法第7条第1項の認定を受けている者(以下「受給者」という。)の所得の額が、他の養育者(児童を監護し、児童と生計を同じくする者であって、受給者以外の者をいう。以下同じ。)の所得の額より低い場合において、その所得の額の差額が200万円に満たないときは、受給者を生計主宰者とみなす。ただし、所得の高い者である他の養育者が法第17条第1項の表の上欄に掲げる者である場合はこの限りでない。3 受給者の所得の額が他の養育者の所得の額と同額である場合は、受給者を生計主宰者とみなす。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月15日設定(令和6年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 90日 (休日を含む)
	設定等年月日	平成26年4月15日設定(令和 年 月 日最終変更)